

まちなか文化交流館(Bank)交流スペースの貸出について

【建物概要】 住所：尾道市土堂一丁目8-3（旧三井住友銀行尾道支店）

【貸出部分】 1階交流スペース：117㎡（控室として1階会議室も使用可）

【休館日】 毎週水曜日、12月29日～1月3日

【開館時間】 10時～18時（8時間）※夜間使用の場合、21時まで延長可

【使用料金等について】

1階交流スペース 使用料	日中使用	1時間につき 1,200 円
	全日使用(10時～18時)	8,600 円
	夜間使用(18時～21時)	1時間につき 1,500 円
	※連続4日以上使用する場合は初日から1日 7,700 円 ※入場料を徴収するとき使用料は倍額となります。	
附属設備使用料	展示パネル（24枚） （1200mm×1800mm）	1日あたり1枚につき 100 円
	ポータブルマイク(1セット)	1回につき 400 円
	大型ディスプレイ(1台) （85インチ）	1回につき 600 円
	空調使用料(夜間のみ)	1時間につき 200 円
申込期間	使用開始日の6か月前から7日前まで	
使用料の納入期限	使用開始日の7日前まで	
連続使用	2週間まで	

【使用料金の減免について】

全額免除	尾道市または尾道市教育委員会が使用または共催
	尾道市文化協会が主催または共催
	尾道市立大学が主催または共催
	尾道市商店街連合会が主催
半額免除	公共的団体が地域文化の振興または公益的な活動を行う場合
	尾道市または尾道市教育委員会が協賛・後援
	尾道市文化協会が協賛・後援
	尾道市立大学が協賛・後援

※ 交流スペース使用時の事故や紛失・盗難等については責任を負いかねますのでご了承ください。特に貴重品や持込品は、個々での管理をお願いいたします。

【交流スペースの使用を許可できない場合】

- 使用により、建物を汚損、損傷する恐れのある場合。
- 政治、宗教活動のために使用する場合。
- 騒音等により、他の来館者及び周辺施設に迷惑をかける恐れがあるとき。
- 公の秩序を乱す恐れがあるとき。

【開館、休館について】

(臨時休館する場合)

市が特別の用途(市主催イベント、備品等の納入、修繕工事、災害発生時の緊急避難場所、食料等の備蓄場所)等に使用するとき。なお気象警報等発表時における臨時休館に関しては、状況に応じて判断します。

(臨時開館する場合)

市、尾道市立大学、尾道市文化協会、商店街連合会が特別なイベントを開催するとき。

【附属設備の使用】

(設備)：台形テーブル4台、椅子36脚、演台1台、スピーカー2個、展示フック
スピーカー、演台、延長コード類

(使用料が必要な設備)：大型モニター1台、ポータブルマイクセット1式

展示パネル24枚、空調設備(夜間使用の場合のみ)

- Bankにない設備は、使用者が文化振興課の許可を得て持ち込むことができます。
- Bank内の備品、附属設備については、持ち出して使用することはできません。

【飲食等について】

- 館内では基本的に飲食を禁止します。ただし、文化活動の一環として飲食があるイベント(お茶会等)については、可とします。
- 水筒やペットボトルの飲料等、水分補給の目的で摂取することは可とします。
- 控室として使用する1階会議室内の飲食は可とします。
- ごみは必ず持ち帰ってください。

【広告・宣伝について】

- 館内に設置できるチラシ等の広告物は、市、文化協会、尾道市立大学、商店街に関するものに限ります。
- ただし交流スペースを使用する個人・団体が、そのイベント広報のためにチラシやパンフレットを置くことは可とします。

【会議室の使用】

- 1階会議室は、交流スペースの使用許可を受けた者が使用することができます。

【交流スペースの申請方法について】

- ① 尾道市文化振興課文化振興係か、まちなか文化交流館(Bank)へお問い合わせください。申請の受付期間は、使用開始日の6か月前から7日前までです。
- ② 使用希望日に予約が入っていなければ、仮予約をすることができます。予約は先着順ですので、すでに予約されている場合は使用することができません。
- ③ 「(様式第1号)まちなか文化交流館使用許可申請書」を提出してください。メールやファックスで申請書を送られた場合には、必ず到達確認の電話をお願いいたします。
- ④ 同日中に使用希望日が重複する申請書が提出された場合は、各申請者に連絡し、抽選のうえ使用者を決定します。
- ⑤ 使用者が決定しましたら、使用料金の確認のため、尾道市文化振興課から申請者に電話連絡を行います。
- ⑥ 後日、使用許可書と使用料の納付書を申請した方へお送りしますので、使用料を使用日の7日前までにお支払いください。なお、既納使用料を還付できる場合は以下のとおりです。

【使用料を還付できる場合】

- 使用者の責めに帰することができない場合(災害、市の都合) ⇒ 全額還付
- 使用者が疾病により使用できなくなった場合 ⇒ 半額還付
- 使用の日の3日前までに使用の変更又は取消しを申し出た場合 ⇒ 半額還付

【問合せ先】

- ① 尾道市役所 文化振興課文化振興係
電話番号：(0848)20-7514/Fax 番号：(0848)37-2377
メールアドレス：bunka@city.onomichi.hiroshima.jp
- ② まちなか文化交流館(Bank)
電話番号：(0848)38-1911/FAX番号：(0848)38-1912